

## 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中一部改正

8. (2) を横線のとおり改める。

### (2) 時価売却価格比率

時価売却価格比率は、売却国債の残存期間に応じ、次のとおりとする。

イ. 残存期間1年以内のもの	<del>0.997</del> <u>0.998</u>
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	0.994
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	<del>0.980</del> <u>0.981</u>
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	0.964
ホ. 残存期間20年超のもの	<del>0.948</del> <u>0.941</u>

### (附則)

- (1) この一部改正は、平成17年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。
- (2) 8.(2)に定める時価売却価格比率については、原則として年1回程度の頻度で、金融市場の情勢等を踏まえた検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。